

船舶産業取引適正化ガイドライン

令和4年12月 策定

令和7年12月 改訂

国土交通省海事局

目次

はじめに	1
1－1 船舶産業事業者（範囲）	3
1－2 船舶産業の構造と取引関係	3
2. ガイドラインの対象となる取引	4
2－1 取適法の適用範囲及び構成	5
2－2 適用逃れの防止（みなし適用規定：取適法第2条第10項）	7
2－3 取適法で定める製造委託等取引（取引態様の要件）（取適法第2条第6項） ...	8
3. 委託事業者の行うべき4つの義務	12
3－1 支払期日を定める義務（取適法第3条）	12
3－2 発注内容の明示義務（取適法第4条）	12
3－3 遅延利息の支払義務（取適法第6条）	14
3－4 書類等の作成・保存義務（取適法第7条）	15
4. 委託事業者の禁止行為	16
4－1 受領拒否の禁止（取適法第5条第1項第1号）	17
4－2 製造委託等代金の支払遅延の禁止（取適法第5条第1項第2号）	17
4－3 製造委託等代金の減額の禁止（取適法第5条第1項第3号）	18
4－4 返品の禁止（取適法第5条第1項第4号）	19
4－5 買いたたきの禁止（取適法第5条第1項第5号）	19
4－6 購入・利用強制の禁止（取適法第5条第1項第6号）	21
4－7 報復措置の禁止（取適法第5条第1項第7号）	21
4－8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（取適法第5条第2項第1号） ...	21
4－9 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（取適法第5条第2項第2号）	21
4－10 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（取適法第5条第2項第3号）	22
4－11 協議に応じない一方的な対価の決定の禁止（取適法第5条第2項第4号） ...	23
5. 立入検査・改善勧告・罰則等	25
5－1 指導及び助言（取適法第8条）	25
5－2 措置請求（取適法第9条）	25
5－3 改善勧告（取適法第10条）	25
5－4 報告・立入検査（取適法第12条）	25
5－5 罰則（取適法第14条～第16条）	26
6. 取適法が適用されない取引に対する独占禁止法の適用について	27

6－1 独占禁止法の優越的地位の濫用.....	27
6－2 優越的地位	27
6－3 濫用行為	27
6－4 優越的地位の濫用行為に対する措置	29
7．取適法が適用される取引の独占禁止法の適用について	30
8．その他受託取引において留意すべき事項について	31
9．海運事業者と船舶産業事業者との取引.....	32
10. 望ましい取引慣行	34
10－1 各業種の取引ガイドライン.....	34
11. ガイドラインの周知等	35
12. 参考資料.....	36
12－1 取適法についての問い合わせ窓口	36
12－2 「取引かけこみ寺」	37
12－3 参照条文	40

はじめに

令和3年12月27日、政府において「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられ、閣議了解された。政府は、新しい資本主義の考え方に基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでおり、「転嫁円滑化施策パッケージ」においては、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備することとしている。本ガイドラインは、この一環として、船舶産業の取引の適正化に関するガイドラインとして国土交通省が策定するものである。

四面を海に囲まれ、資源に乏しい我が国においては、エネルギー・鉱物資源などの基幹物資をはじめ、食料品などを含む貿易量の99.5%を海上輸送に依存しており、海上輸送は、大多数の国民・多くの産業に利用され国民生活・経済活動が広く依拠しているインフラである。この海上輸送の安定的な確保に当たっては、その根幹たる船舶の安定供給が必要となる。

我が国造船業は、そのほとんどが地方圏に生産拠点を置き、それらの地域において、元請造船所を中心に、取引関係にある多くの協力会社とともに造船城下町を形成している。国内部品調達率は9割を超え、舶用工業など周辺産業を有する裾野の広い産業である。加えて、船舶を建造するために、広大な用地にドックやクレーン等の大型設備と多数の人員を抱え、船舶を構成する鋼板の部材の加工、組立、塗装とともに、舶用機器の据付、配管、電装を含めた幅広い工程を包含する加工組立型産業である。

舶用工業は、船舶用機関、発電機、プロペラ等の大型部品、通信機、航海計器等の電子機器から弁などの小型部品に至る多種多様な船舶の設備・機器等の製造及び供給並びに付帯サービスの提供を造船業に対して行っており、特定の製品カテゴリーについては世界において大きなシェアを占めるなど、造船業の発展を支えている。

また、造船業は、他の産業と比較しても非常に鋼材の使用割合が多い業種である。加えて、海運事業者との建造契約により船価が決定してから、実際に鋼材を購入して船舶を建造するまでのリードタイムが長期にわたることも特色となっている。このような造船業の特色を踏まえ、我が国では、造船所と鉄鋼メーカーが納入量、納期、納入価格等について緊密な話し合いを通じて、必要な鋼材の安定的な調達・供給を図ってきた。造船業と鉄鋼業は、どちらも地域の雇用と経済に大きく貢献するとともに、我が国の物流と経済を支える基幹産業であり、良好なサプライチェーンの維持に努めていくことが期待されている。

このように、我が国は、造船業、舶用工業、海運業を中心に、金融、商社等の関連分野が密接に

結びついた「海事クラスター」といわれる産業集積を形成しており、これまでの我が国の強い海事産業を支える大きな柱となってきた。今後とも、造船業・舶用工業の国際競争力の強化を図っていくためには、海事クラスターの中核を構成する海運業・造船業・舶用工業の間において、

- ・お互いを競争力強化のためのパートナーとして再認識すること
- ・調達、営業、開発、設計、生産などの企業内の部門・立場にとらわれることなく幅広い者が関与し、必要な情報を取引当事者間で可能な限り開示することを通じて課題・目標を共有した上で、事前の十分な相互協議を経た納得の下、品質向上活動やコスト低減活動を一体となって行うこと
- ・当該活動の成果を取引当事者間で適切にシェアすること

等の取組が重要であり、これら取組を通じた相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めていくことが望まれる。

上記の考え方の下、本ガイドラインが船舶産業における適正な取引の推進の一助となることを期待する。

1. ガイドラインの対象とする船舶産業事業者

1－1 船舶産業事業者（範囲）

造船法（昭和 25 年法律第 129 号）では、船舶又は船体、船舶用機関若しくは艤装品若しくはこれらの部品若しくは附属品（以下「船舶等」という。）の製造又は修繕をする事業を営む者を同法が所管する造船等事業者として規定している。

本ガイドラインでは当該造船等事業者を船舶産業事業者として、当該船舶産業事業者が行う取引を対象とする。

本ガイドラインの対象となる取引は、船舶産業事業者間のものに限られるものではなく、船舶産業事業者による海運事業者との取引（新造船の建造や既存船の改造・修繕等）、及び船舶産業事業者による鋼材等の原材料製造事業者からの調達等に係る取引も含まれる。

1－2 船舶産業の構造と取引関係

造船業では、一般的に、元請造船所が直接雇用する技能者である本工に加え、協力会社として造船所構内に常駐し加工・艤装等の業務に携わる「構内委託」、造船所構外の工場で関連部品の生産加工を行う「構外委託」が存在する。これらの中小受託事業者は、元請造船所との委託契約に基づき、船体ブロックや艤装品等を製造、納品している。

多岐にわたる船種・建造工程に応じて受託事業の職種や構造は重層化しており、直接的な施工に加えて中間的な施工管理機能を担う一次委託、その仕事の全部又は一部を請け負う二次委託、さらにそれ以下に位置する中小受託事業者から形成される重層委託構造が形成されている。

一方、造船所は、主機・補機、発電機、プロペラ、荷役・係船機械等の大型機器、また通信機、航海計器等の電子機器から弁などの小型部品に至る数万点に及ぶ多種多様な船舶の設備・機器等を舶用機器メーカー（総合重工大手の舶用機械部門や舶用専業メーカーを含む。）から調達しており、船舶の建造コストの 3～4 割を占めている。これらは、通常、売買契約に基づく。舶用機器メーカーは一般的に各製品の標準仕様を設けているが、造船所は、汎用製品を除き、大型の製品を中心に、建造船舶の仕様や用途に合わせて舶用機器メーカーとの間で追加的な個別仕様の検討を行い、メーカーが当該仕様に基づき一品ごとに受注生産を行うことが多い。

また、造船所や舶用機器メーカーは、売買契約に基づき、鋼材等の原材料を当該原材料の製造事業者等から調達しているが、造船所においては、他の産業と比較しても製造コストに占める鋼材等原材料の比率が高い特徴がある。

国内造船所と国内舶用機器メーカー、原材料の製造事業者等の間は一般的に継続的な取引関係にある。

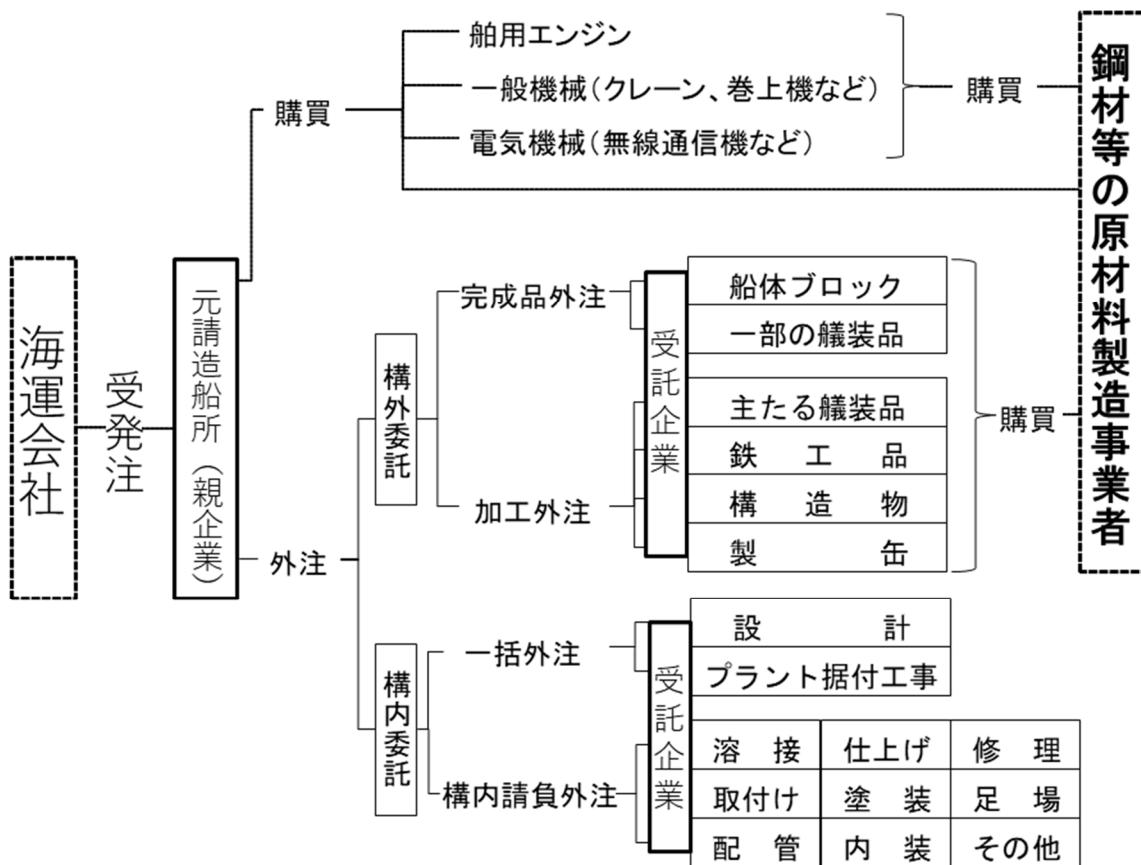


図1. 船舶産業の構造と取引関係概念図

2. ガイドラインの対象となる取引

取引の公正化や中小受託事業者の利益保護、取引関係の改善を通じた中小受託事業者の振興を目的とした法規としては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。)及び「受託中小企業振興法」(昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。)がある。

【各法令の概要】

(独占禁止法)

最も適用範囲が大きいのは、独占禁止法であり、公正かつ自由な競争の促進のため、私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引（優越的地位濫用等）などを禁止し、事業者が事業活動を行う上での基本的ルールを定めている。

なお、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることそれ 자체を禁じており、資本金・出資金等により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引のみならず、全ての事業者間における取引に適用される。

(取適法)

製造委託等取引においては、一般的に中小受託事業者は委託事業者に対する取引依存度が高く、委託事業者からの不当な要求を受け入れざるを得ない状況にあるが、独占禁止法によりそれを規制する場合には個別に濫用行為であることを認定する必要があり、相当期間を要するため問題解決の時期を逸する場合がある。そのような理由から製造委託等取引では独占禁止法の運用のみでは対応が難しいことが社会的課題となり、製造委託等代金の減額等の優越的地位の濫用行為を除去及び未然防止し、中小受託事業者の利益を保護する観点から独占禁止法とは別の簡易な手続が必要であるとの考え方から、昭和31年に下請代金法（現・取適法）が独占禁止法の補完法として制定された。独占禁止法の優越的地位の乱用では、優越的地位を「受注者の発注者に対する取引依存度」、「発注者の市場における地位」、「受注者にとっての取引先変更の可能性」、「その他発注者と取引することの必要性を示す具体的な事実」から総合的に判断するのに対し、取適法は、委託取引の発注者（委託事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱うことでの、より迅速かつ効果的に規制している。

なお、取適法は、対象となる委託事業者の義務として、後述のとおり、発注内容の明示等の4つの義務及び買いたたきの禁止等の11の禁止行為を規定している。

また、中小企業庁及び公正取引委員会による書面調査、立入検査を行い、違反を発見した場合は改善指導を行い、悪質な場合は公正取引委員会による勧告及び企業名公表を行うこととしている。

(振興法)

受託中小企業振興法は、委託事業者の協力のもとに、中小受託事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に活用することができるよう体質を根本的に改善し、受託性を脱して独立性のある企業に育つことを目的としている。そのため、同じく中小受託事業者を対象にした取適法が指導・規制法規であるのに対し、受託中小企業振興法は中小受託企業の支援法としての性格を有する法律である。

なお、中小受託企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のるべき一般的な基準として受託中小企業振興法第3条の規定に基づき、振興基準が定められている。

次項以降においては、指導・規制法規である取適法の規定及び独占禁止法の規定を参考に、船舶産業界における望ましい取引環境について述べることとする。

2－1 取適法の適用範囲及び構成

取適法適用対象となる取引は、「資本金基準又は従業員基準」及び「取引内容による基準」のいずれも満たす取引である。

取適法適用対象取引を正確に特定することが取適法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

委託事業者（発注者）、中小受託事業者（受注者）のそれぞれにつき、資本金及び従業員数の基準が定められており、該当する委託事業者を「優越的地位にあるもの」として取り扱う。具体的

には、図2に示す基準に該当するか否かにより判断することになる。

なお、資本金基準と従業員基準は選択的な関係にあり、いずれかの基準を満たせば取適法の適用が認められる。

従業員基準における従業員とは、「常時使用する従業員」を指す。「常時使用する従業員」は、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定する。

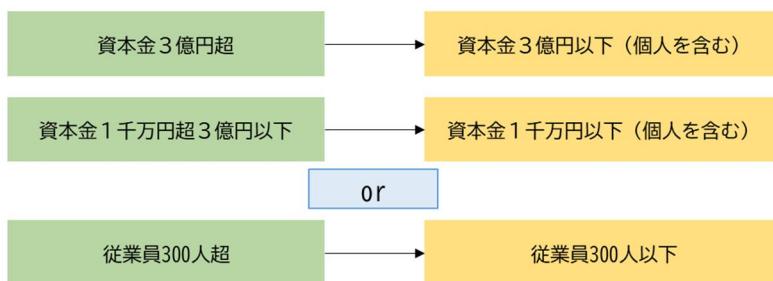
1 目的

(第1条)
下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 委託事業者、中小受託事業者の定義

(第2条第1項～第9項)
下請法の対象となる取引は事業者の資本金規模と取引の内容で定義

(1)物品の製造・修理委託、政令で定める情報成果物作成・役務提供委託及び特定運送委託を行う場合



(2)情報成果物作成・役務提供委託を行う場合 ((1)の情報成果物作成・役務提供委託を除く。)

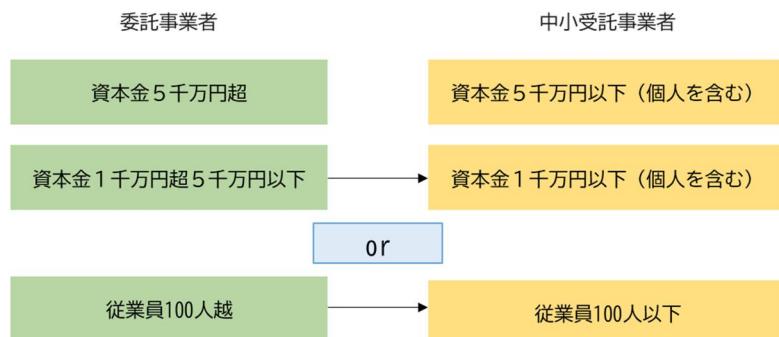


図2．取適法対象取引

3 委託事業者の義務・禁止事項等

委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）

委託事業者の禁止事項（第5条第1項、第2項）

調査（第12条）

勧告（行政指導による是正）（第10条）等

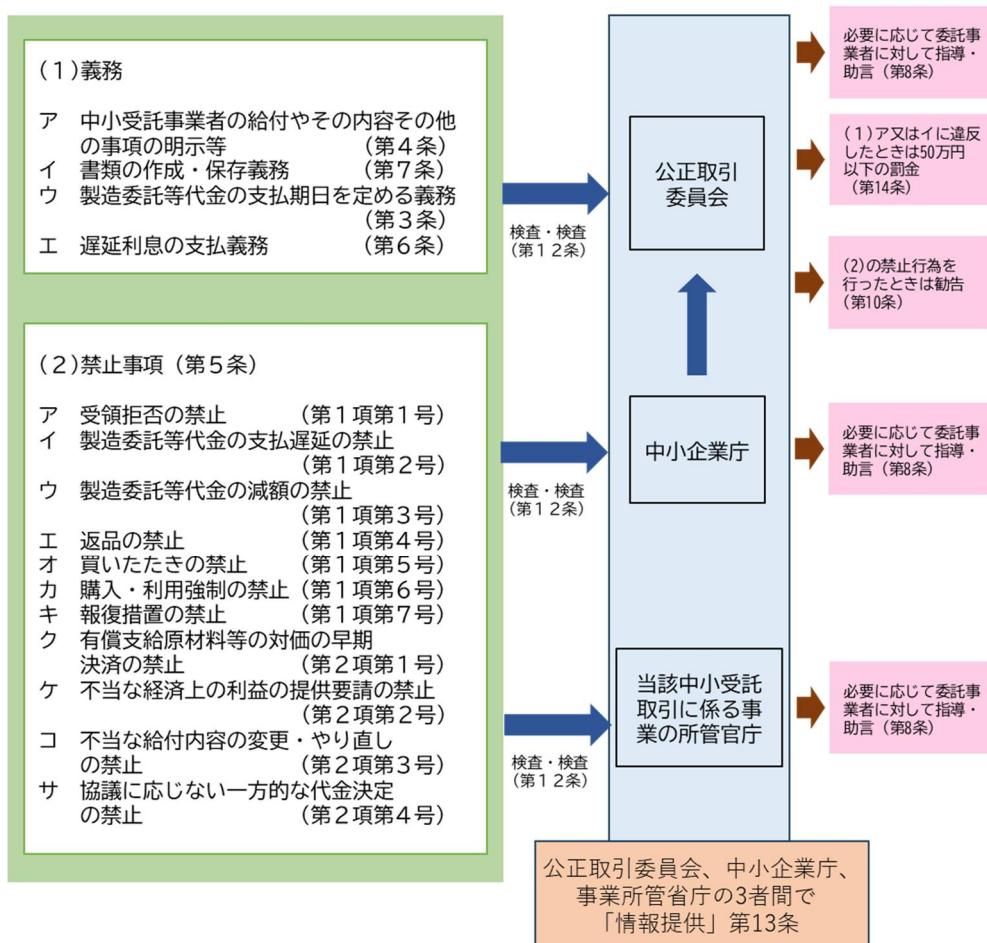


図3．委託事業者の義務・禁止事項

2-2 適用逃れの防止（みなし適用規定：取適法第2条第10項）

事業者（親会社）が資本金の小さい子会社を設立し子会社を通して取引を行った場合、取適法の適用を受けないことが可能になる。このような取適法逃れを防止するための規程が設けられている。具体的には、次の①②の要件を共に満たせば、当該子会社は、資本金が3億円以下であっても委託事業者として取適法の適用を受けることとなる。

- ① 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）
- ② 親会社からの受託取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合）

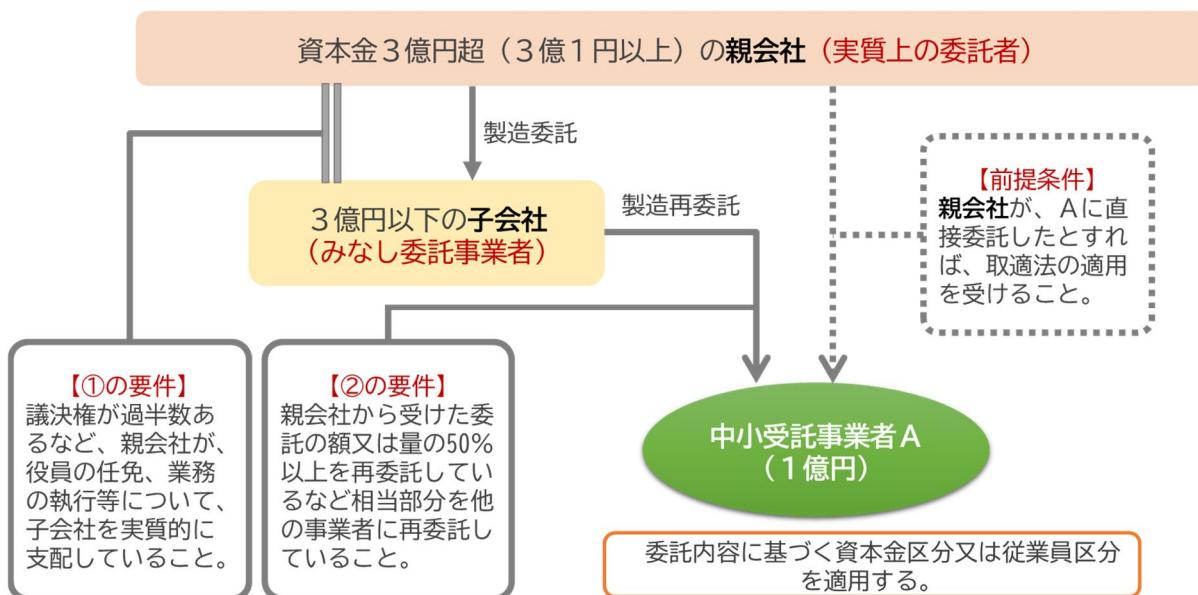


図4. みなし適用規定概念図

2-3 取適法で定める製造委託等取引（取引態様の要件）（取適法第2条第6項）

取適法の対象となる製造委託等取引は、「製造委託」（4類型）、「修理委託」（2類型）、「情報成果物作成委託」（3類型）、「役務提供委託」（1類型）、及び「特定運送委託」（4類型）の5つの種別と14の類型を指す。

「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に、設計、規格等の仕様を指定して船舶に係る物品の製造（加工を含む。以下同じ。）や修理、情報成果物の作成、役務の提供及び特定運送の委託を依頼することをいう。

したがって、単に規格品・標準品を購入することは、原則として取適法の適用対象とならない。しかし、規格品・標準品であっても事業者が規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して他の事業者にその製造を依頼すれば「委託」に該当する。例えば、規格品の製造の依頼に際し、規格品のパイプ鋼材等を自社の仕様に合わせて一定の長さ、幅に切断するというような作業を行わせることなどがこれに当たり、造船業の場合、舶用機器等の購入に際し、建造する船舶の仕様に応じて一部を自社向けに加工させる場合などはこれに該当することとなる。

また、単に契約事務を代行するに過ぎない場合には、取適法の適用対象とならない。

2-3-1 製造委託（取適法第2条第1項）

製造委託には次の4つの類型がある。

- ① 類型I： 物品の販売を業として行う事業者が、その物品や部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・小型船舶を販売する事業者が、その小型船舶の部品の製造を他の事業者に委託する場合。
- ② 類型Ⅱ：物品の製造を業として請け負う事業者が、その物品や部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・船舶の建造を請け負う事業者が、その船舶の全部又は一部（船体ブロック等）若しくは艤装品等の製造や、塗装、電気艤装、構内輸送等の作業を他の事業者に委託する場合。なお、船舶の製造に直接関係しない作業、例えば構内清掃作業、産業廃棄物処理作業等の付帯作業は製造委託に該当しない。

- ③ 類型Ⅲ：物品の修理を業として行う事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・船舶等の修理を行う事業者が、修理に必要な部品の製造を他の事業者に委託する場合。
 - ・自社の工場で使用する機械等を自社で修理している事業者が、修理に必要な部品の製造を他の事業者に委託する場合。
- ④ 類型Ⅳ：自社で使用・消費する物品を業として製造する事業者が、その物品や部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・自社の工場で使用するクレーンなどの設備や工具等を自社で製造している事業者が、その設備や工具等の製造を他の事業者に委託する場合。

2－3－2 修理委託（取適法第2条第2項）

修理委託には次の2つの類型がある。

- ① 類型Ⅰ：物品の修理を業として請け負う事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・船舶等の修理を請け負う事業者が、その修理作業を他の事業者に委託する場合。
- ② 類型Ⅱ：自社で使用する物品を業として修理する事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・自社の工場で使用している機械等を自社で修理している事業者が、修理作業の一部を他の事業者に委託する場合。

2－3－3 情報成果物作成委託（取適法第2条第3項）

情報成果物作成委託には、作成する目的により、次の3つの類型がある。

- ① 類型I：情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・設計図面のライセンス供与を行っている場合に、その図面の作成を他の事業者に委託する場合。
- ・運航管理支援システムの販売を行っている場合に、そのシステムの作成を他の事業者に委託する場合。

- ② 類型II：情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・船舶等の設計事業者等で受託調査・研究を請け負っている場合には、その調査等の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

- ③ 類型III：自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

- ・設計部門等で通常自ら設計図面を作成・使用している場合に、その設計図面の作成を他の事業者に委託する場合。

2－3－4 役務提供委託（取適法第2条第4項）

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することである。また、「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。

【対象取引例】

- ・船舶の建造・修繕・改造工事の監督業務等の技術支援を行っている場合に、その役務を他の事業者に委託する場合。

- ・製品を販売先に運送する作業を運送業者に委託する場合は、自ら利用する役務の委託に該当し、役務提供には該当しない。(ただし、製造工程中の構内輸送の場合は、上記製造委託に該当する。)

2－3－5 特定運送委託（取適法第2条第5項）

特定運送委託とは、事業者が販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することである。

- ① 類型I：物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先（当該販売先が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

【対象取引例】

- ・小型船舶を販売する事業者が、その小型船舶の全部や部品等を取引先に対し引き渡す際に、それらの運送を他の事業者に委託する場合。

- ② 類型II：物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

【対象取引例】

- ・船舶の部品等の製造を行う事業者が、船舶の建造を行う事業者等から製造を請け負い完成させた部品等を引き渡す際に、その部品等の運送を他の事業者に委託する場合。

- ③ 類型III：物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

【対象取引例】

- ・船舶等の修理を行う事業者が、船舶の建造を行う事業者等から修理を請け負い完了させた部品等を引き渡す際に、その部品の運送を他の事業者に委託する場合。

- ④ 類型IV：情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

【対象取引例】

- ・船舶等の設計を行う事業者が、船舶の建造を行う事業者等から設計を請け負い完了させた図面等を引き渡す際に、その図面等の運送を他の事業者に委託する場合。

3. 委託事業者の行うべき4つの義務

受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられている。

義務	概要
支払期日を定める義務 (取適法第3条)	製造委託等代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めること。
発注内容を明示する義務 (取適法第4条)	発注の際は、直ちに発注内容等を明示すること。
遅延利息の支払義務 (取適法第6条)	支払いが遅延した場合は遅延利息を支払うこと。
書類等の作成・保存義務 (取適法第7条)	受託取引の内容を記載した書類等を作成し、2年間保存すること。

3-1 支払期日を定める義務（取適法第3条）

委託事業者は、中小受託事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内で、できる限り短い期間内に支払期日を定める義務がある。

支払期日が定められなかったときは、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が支払期日となる。また、中小受託事業者からの物品等の給付を受領した日から起算して60日を超えて支払期日が定められたときは、給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が支払期日となる。

3-2 発注内容の明示義務（取適法第4条）

委託事業者は、発注の都度、直ちに、下記の具体的記載事項をすべて含んだ書面又は電磁的記録（以下「4条明示」）を作成し、書面又は電子メール等の電磁的方法により直ちに中小受託事業者に明示する義務がある。

ただし、発注内容を電磁的記録提供の方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく書面を交付する必要がある。また、電話で注文したような場合は、直ちに書面等を明示すること。電話にて注文を行い、品物が納品されてはじめて4条明示を行うという対応を行ってはならない。

【4条明示に記載すべき具体的事項】

- ① 委託事業者及び中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容（委託の内容が分かるよう明確に記載する。）

- ④ 中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤ 中小受託事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 製造委託等代金の額（具体的な金額を記載する必要があるが、算定方法による記載も可）
- ⑧ 製造委託等代金の支払期日
- ⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑪ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

● 製造委託

注文書					
<u>殿</u>					
○○○株式会社					
注番	注文年月日	納期	納入場所		
品名・規格			数量(単位)	単価(円)	金額(円)
原材料 支給なし 有償 無償	有償支給原材料の品名	原材料引渡日	数量(単位)	単価(円)	金額(円)
検査完了期日	支払期日	支払方法	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法		
※本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。					

図5. 製造委託注文書の書式例

※ 算定方法による製造委託等代金の額の記載について：

4条明示に記載すべき具体的な事項の一つである製造委託等代金の額について、正式単価を具体的な金額で記載しなければならないが、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合は、次の要件を備えた算定方法を記載することが認められる。

- ① 製造委託等代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
- ② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面等を明示する場合は、これらの4条明示の関連付けを行うこと。

なお、製造委託等代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに中小受託事業者へ確定した金額を通知する必要がある。

※ 例外的な書面等の明示方法：

4条明示の必要記載事項のうち、その内容が定められない正当な理由がある場合には、その事項を記載せずに発注書面（当初書面等）を明示することが認められる。

この場合には、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面等に記載しなければならない。

また、当初書面等に記載されていない事項について、その内容が確定した後には、直ちに、その事項を記載した書面等（補充書面等）を明示する必要がある。この場合において、当初書面等と補充書面等の相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

3－3 遅延利息の支払義務（取適法第6条）

委託事業者は、製造委託等代金をその支払期日までに支払わなかったときは、中小受託事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、中小受託事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければならぬ。

また、委託事業者が、中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払う義務がある。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となる。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。

図6. 遅延利息の起算日について

3－4 書類等の作成・保存義務（取適法第7条）

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした場合は、給付の内容、製造委託等代金の額等について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（7条書類）を作成し、2年間保存する義務がある。

なお、上記内容を記載した電磁的記録を作成し保存することも可能である。

【具体的な作成・保存事項】

- ① 中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は役務の提供の内容）
- ④ 中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、中小受託事業者が役務の提供をする期日・期間）
- ⑤ 中小受託事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、中小受託事業者から役務が提供された日・期間）
- ⑥ 中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧ 製造委託等代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨ 製造委託等代金の支払期日
- ⑩ 製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、①当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項②当該支払手段をした日③中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金額の額その他その引換えに関する事項
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、①金融機関から貸付け又は支払を受けることができるとした額及び期間の始期②委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日③その他当該貸付け又は支払いに関する事項
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

4. 委託事業者の禁止行為

委託事業者には、次の項目の禁止事項が課せられる。

たとえ、中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識が無くても、これらの規定に触れるときは、取適法に違反することになるので、注意が必要である。

禁止事項	概要
受領拒否の禁止 (第5条第1項第1号)	中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、注文した物品等の受領を拒むこと。
製造委託等代金の支払遅延の禁止 (第5条第1項第2号)	製造委託等代金を給付の受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。
製造委託等代金の減額の禁止 (第5条第1項第3号)	中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた製造委託等代金を減額すること。
返品の禁止 (第5条第1項第4号)	中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領した物品等を返品すること。
買いたたきの禁止 (第5条第1項第5号)	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い製造委託等代金を不当に定めること。
購入・利用強制の禁止 (第5条第1項第6号)	委託事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
報復措置の禁止 (第5条第1項第7号)	中小受託事業者が委託事業者の禁止行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して不利益な取扱いをすること。
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第5条第2項第1号)	委託事業者が中小受託事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給している場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該有償原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を中小受託事業者に支払わせる等すること。
不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第5条第2項第2号)	中小受託事業者から不当に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第5条第2項第3号)	中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、費用を負担せずに注文内容の変更や受領後にやり直しをさせること。
協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止 (第5条第2項第4号)	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行

	わなかつたりするなど、一方的に製造委託等代金を決定すること。
--	--------------------------------

4－1 受領拒否の禁止（取適法第5条第1項第1号）

委託事業者が中小受託事業者に対して委託した給付の目的物について、中小受託事業者が納入してきた場合、委託事業者は中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むと取適法違反となる。

○ 受領とは：中小受託事業者が納入したものを受け取るという行為をしており、中小受託事業者の納入物品等を委託事業者が事実上支配下における受領したことになる。

○ 受領拒否に該当する行為：

- ① 発注の取消（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないこと（発注の取消は取適法第5条第2項第3号の「不当な給付内容の変更」にも該当する。）。
- ② 納期を延期して、給付の目的物を受領しないこと。
- ③ 発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすること。
- ④ 取引の過程において、中小受託事業者が提案・確認した注文内容について、委託事業者が了承し、中小受託事業者がその内容のとおりに作成したにもかかわらず、注文と異なることを理由に受領しないこと。

○ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして受領を拒否することができる場合：

- ① 注文と異なるもの又は給付に契約不適合等があるものが納入された場合。
- ② 指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。）。

4－2 製造委託等代金の支払遅延の禁止（取適法第5条第1項第2号）

委託事業者は物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに製造委託等代金を全額支払わないと取適法違反となる。

支払期日は受領日を起算日として計算されるので、検査・検収に要する日数にかかわりなく、支払期日を過ぎて未払いとなっている場合は支払遅延となる。

また、製造委託等代金の支払に手形を交付する方法は全面的に禁止されているため、製造委託等代金の支払について、手形を交付すると取適法違反となる。

さらに、金銭以外の支払手段で支払う場合には、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、取適法違反となる。したがつ

て、電子記録債権や一括決済方式等（以下「電子記録債権等」という）を用いる場合、電子記録債権等の満期が支払期日よりも後れる場合のほか、記録手数料、割引手数料その他の手数料を中小受託事業者に負担させることで中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金を満額受け取れないことになるような場合は、これらの方は許されない。

なお、支払遅延は、以下の3つに分類される。

- ① 当事者間で支払期日が60日以内に定められている場合は、その支払期日までに支払わないとき
- ② 当事者間で支払期日が60日を超えて定められている場合は、受領日から60日までに支払わないとき（これは、支払期日設定自体に問題がある場合である。）
- ③ 当事者間で支払期日が定められていない場合は、受領日に支払わないとき

4－3 製造委託等代金の減額の禁止（取適法第5条第1項第3号）

委託事業者は発注時に決定した製造委託等代金を中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注後に減額すると取適法違反となる。

○違法な製造委託等代金の減額の例：

- ① 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
- ② 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金の額から差し引くこと。
- ③ 委託事業者からの無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を中小受託事業者の責任によるものとして製造委託等代金の額を減ずること。
- ④ 製造委託等代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上の単位で切り捨てて支払うこと。
- ⑤ 委託事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要となったことを理由に製造委託等代金の額から差し引くこと。

○中小受託事業者の責めに帰すべき理由により減じることができる場合：

- ① 中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品した場合に、その給付に係る製造委託等代金の額を減じるとき。
- ② 中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品できるのに、そうしないで、委託事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき。
- ③ 契約不適合等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき。

4－4　返品の禁止（取適法第5条第1項第4号）

委託事業者は中小受託事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に契約不適合があるなど明らかに中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると取適法違反となる。

○返品することができる場合：

- ①注文と異なる物品等が納入された場合
- ②き損品・欠陥品などの物品等が納入された場合

（ただし、委託事業者が、発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められない。また、委託内容や検査基準が明確でない場合には、委託事業者は、委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として返品することが認めらない。よって、適正な検査基準、検査方法を、あらかじめ中小受託事業者と合意して、中小受託事業者に書面等で明示しておくことが必要。）

○返品することができる期間：

- ・直ちに発見できる不適合
 - 発見次第速やかに返品する必要がある。
- ・直ちに発見できない不適合
 - 当該物品等の受領後6か月以内の返品は問題ない。

4－5　買いたたきの禁止（取適法第5条第1項第5号）

委託事業者が発注に際して製造委託等代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは、「買いたたき」として取適法違反になる。

具体的には、買いたたきに該当するか否かは次のような要素を勘案して総合的に判断される。

- ①製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ②差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④当該給付に必要な原材料等の価格動向

○通常支払われる対価とは：

発注した内容と同種の又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について、その中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（通常の価格）のことをいう。

ただし、通常の対価の把握が困難な場合は、例えば、発注した内容が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常支払われる対価として取り扱う。

○買いたたきに該当するおそれのある例：

- ① 多量の発注をすることを前提として中小受託事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として製造委託等代金の額を定めること。
- ② 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で製造委託等代金の額を定めること。
- ③ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ④ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ⑤ 一律に一定比率で単価を引き下げて製造委託等代金の額を定めること。
- ⑥ 委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で製造委託等代金の額を定めること。
- ⑦ 短納期発注を行う場合に、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い製造委託等代金の額を定めること。
- ⑧ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い製造委託等代金の額を定めること。
- ⑨ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の中小受託事業者を差別して取り扱い、他の中小受託事業者より低い製造委託等代金の額を定めること。
- ⑩ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で製造委託等代金の額を定めること。

なお、後述のとおり、取適法の適用対象とならない取引においても、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」として問題となるおそれがあり、特に上記③については、その旨が公正取引委員会ウェブサイトの独占禁止法 Q&A (https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html) に明記されている。また、振興基準においては、「取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するもの」とされているほか、「労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるもの」とされている。

これらを踏まえ、委託事業者は、中小受託事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定に取り組むことが望ましい。

4－6 購入・利用強制の禁止（取適法第5条第1項第6号）

委託事業者が、中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者の指定する製品（自社製品を含む）・原材料等を強制的に中小受託事業者に購入させたり、サービス等を強制的に中小受託事業者に利用させて対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、取適法違反となる。

○ 違反のおそれがある例：

- ・購買・外注担当者等受託取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に購入・利用を要請すること
- ・中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること
- ・中小受託事業者に対して、応じなければ不利益な取扱いをする旨、示唆して購入・利用を要請すること

4－7 報復措置の禁止（取適法第5条第1項第7号）

委託事業者が、中小受託事業者が委託事業者の禁止行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをしたりすると取適法違反となる。

4－8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（取適法第5条第2項第1号）

委託事業者が中小受託事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、中小受託事業者の責に帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を中小受託事業者に支払わせたり製造委託等代金から控除（相殺）させたり、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となる。

4－9 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（取適法第5条第2項第2号）

委託事業者が、中小受託事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となる。

不当な経済上の利益の提供要請とは、例えば、委託事業者が自己のために、中小受託事業者に協賛金等の金銭や従業員の派遣等の役務、その他の経済上の利益を不当に提供されることなどを指す。

○ 違反のおそれがある例：

- ・購買・外注担当者等受託取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること
- ・中小受託事業者ごとに目標額や目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること

- ・中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨、示唆して金銭・労働力の提供を要請すること
- ・中小受託事業者が提供する意思が無いと表明したにもかかわらず、又はその表明が無くとも明らかに提供する意思が無いと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること
- ・委託事業者が製品の製造委託を行った際に、発注書面上の給付の内容に当該製品の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて当該図面を無償で納品するよう中小受託事業者に要請すること

4-10 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（取適法第5条第2項第3号）

委託事業者が中小受託事業者に対して中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、費用を負担せずに発注の取消若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となる。

○ 給付内容の変更とやり直しの違い：

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、4条明示に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。発注の取消（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当する。

「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。こうした給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、委託事業者がその費用を負担しないことは、中小受託事業者の利益を不当に害することとなる。

なお、受領した物品等を返して再び受け取らないことは「返品」に該当するが、受領した物品等をいったん中小受託事業者に返していても、それを補修させて再納入させたり、良品に交換させたりすることは「やり直し」に該当する。

○ 不当な給付内容の変更又は不当なやり直しとなる例：

- ① 中小受託事業者の給付の受領前に、中小受託事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず委託事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、中小受託事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合
- ② 取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者がそのとおりに製造等を行ったにもかかわらず、給付が注文と異なる又は注文した水準に達していないとして無償でやり直しを要請する場合
- ③ 発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格として無償でやり直しを要請する場合

○中小受託事業者の責めに帰すべき理由により費用負担することなく給付内容の変更等ができる場合：

- ① 中小受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合
- ② 給付を受領する前に中小受託事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が注文とは異なる又は給付に契約不適合等があることが、4条明示に照らして合理的に判断されるので内容を変更させる場合
- ③ 4条書面等に照らして、注文と異なるもの又は契約不適合等があるものが給付されたのでやり直しをさせる場合

○やり直しをさせることのできる期間：

委託事業者が中小受託事業者に対して、通常の検査で契約不適合又は給付内容と異なることを直ちに発見できない場合、無償でやり直しをさせることができる期間は、物品等の受領日から最長1年以内とされている。

ただし、委託事業者が顧客等に対して1年を超えた契約不適合担保期間を契約しており、委託事業者と中小受託事業者がそれに応じた契約不適合担保期間をあらかじめ定めているのであれば、その期間内に中小受託事業者の給付に直ちに発見できない瑕疵があることが判明した場合に、無償でやり直しを要求しても不当なやり直しには該当しない。

○給付内容の変更・やり直しをした場合の取引記録の保存等：

取引の過程で、4条明示に記載されている委託内容を変更（給付内容の変更・やり直し）し、又は明確化した場合には、委託事業者は、これらの内容を記載した書面等を中小受託事業者に明示する必要があり、7条記録の一部として保存する義務がある。

4-11 協議に応じない一方的な対価の決定の禁止（取適法第5条第2項第4号）

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金を決定すると取適法違反となる。

○「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」：

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事業がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

○「協議を求めた」：

書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。

- 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」：

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

- 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」：

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するためには必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。なお、中小受託事業者の求めた事項が代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や 委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされていているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、そのような事項は、中小受託事業者の自由な意思により代金の額を決定するために資する事項とは言えず、当該事項に応じなくとも、問題にはならない。

- 違反のおそれがある例：

- ・中小受託事業者が製造に要する費用が上昇していることを理由に、単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、委託事業者がこれを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用すること。
- ・中小委託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の引上げを求めたにもかかわらず、委託事業者が協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として僅かに引き上げた額を代金の額と定めること
- ・委託事業者が代金の額の引下げを要求する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の引下げを行うこと。

5. 立入検査・改善勧告・罰則等

中小受託事業者からの申し立てによる調査、公正取引委員会・中小企業庁からの書面審査等により、委託事業者の取適法違反が判明した場合には、以下の行政指導である勧告がなされたり、刑事罰が科されたりすることがある。(取適法第8条から第10条、及び第12条から第16条まで)。

5-1 指導及び助言（取適法第8条）

公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁は、必要があると認めるときは、委託事業者に對し、指導及び助言を行うことができる。

5-2 措置請求（取適法第9条）

中小企業庁は、違反委託事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

5-3 改善勧告（取適法第10条）

公正取引委員会は、違反委託事業者に対して違反行為の改善措置等を探るよう勧告、警告等の行政指導を行う。

なお、勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

○勧告の例

- ・受領拒否：受領するよう勧告
- ・支払遅延：対価を支払うよう勧告、及び遅延利息（14.6%）を支払うよう勧告
- ・製造委託等代金の減額：減じた額の支払いを勧告
- ・返品：返品した物を引き取るよう勧告
- ・買いたたき：製造委託等代金額を引き上げるよう勧告
- ・購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告
- ・報復措置：不利益な取扱いをやめるよう勧告
- ・早期決済
- ・不当な利益の提供要請
- ・不当なやり直し等
- ・協議に応じない一方的な対価の決定

受託事業者の利益を保護するために
必要な措置を探るよう勧告

5-4 報告・立入検査（取適法第12条）

- ① 公正取引委員会及び中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、受託取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

② 受託取引に係る事業の所管官庁（国土交通省他）

委託事業者又は中小受託事業者の営む事業を所管する官庁も、中小企業庁の調査に協力するため、所管事業を営む委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、受託取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

5－5 罰則（取適法第14条～第16条）

罰則は「両罰規定」であり、次のような場合は、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられる（50万円以下の罰金）。

- ① 発注内容等の明示義務違反
- ② 書類等の作成及び保存義務違反
- ③ 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ④ 立入検査の拒否、妨害、忌避

6. 取適法が適用されない取引に対する独占禁止法の適用について

6-1 独占禁止法の優越的地位の濫用

前述した資本金基準や取引内容の要件を欠くために、取適法が適用されない場合であっても、取適法で禁止される行為を行えば、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである「優越的地位の濫用」（独占禁止法第2条第9項第5号）に該当するおそれがある。

独占禁止法における優越的地位の濫用における「優越的地位」については、取適法のように委託事業者と中小受託事業者といった取引上の立場や事業者の規模で決定されるのではなく、次項に示すように、実際に取引上の優越的な地位にあるかどうかによって判断されるものである。

なお、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）が策定されているので、詳細についてはこれを参照すること。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月30日公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsukichii.pdf

6-2 優越的地位

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることをを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えることをいう。

取引上優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって当該取引先に対する取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合である。

この判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮することとされている。

6-3 濫用行為

独占禁止法の優越的地位の濫用行為には取適法の禁止事項と類似の行為もある。

1) 独占禁止法第2条第9項第5号イ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、取引に係る商品又は役務以外の商品を購入させたり、役務を利用させたりすることをいう。

問題となる場合：

「購入・利用強制」

取引に係る商品又は役務以外の商品等の購入・利用を要請する際、次の場合には問題となる。
○相手方が、事業遂行上必要としない商品等の購入・利用の要請を、今後の取引に与える影響を懸念して受け入れざるを得ない場合

2) 独占禁止法第2条第9項第5号ロ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることをいう。

問題となる場合：

「協賛金等の負担の要請」「従業員等の派遣の要請」

金銭の負担や従業員等の派遣を要請する際、次のいずれかの場合には問題となる。

○相手方があらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合

○相手方が得る直接の利益※等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該相手方に不利益を与えることとなる場合

※相手方の売上げ増加となるような場合など実際に生じる利益

「その他経済上の利益の提供の要請」

協賛金等、従業員派遣等以外の経済上の利益の無償提供を要請する際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない要請であって、相手方が、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

3) 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒むこと、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせること、取引の相手方に対して取引の対価の支払いを遅らせることやその額を減じること、その他取引の相手方に不利益となるような取引条件の設定、変更又は取引を実施することをいう。

問題となる場合：

「受領拒否」

購入契約をした商品の全部又は一部の受領を拒む際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない受領拒否であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「返品」

受領した商品を返品する際、次のいずれかの場合には問題となる。

○相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合

○正当な理由のない返品であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「支払遅延」

契約で定めた支払期日に対価を支払わない際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない支払遅延であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「減額」

契約で定めた対価を減額する際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない減額であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「取引の対価の一方的決定」

一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する際、次の場合には問題となる。

○相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「やり直しの要請」

受領後の商品又は役務のやり直しを要請する際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のないやり直しの要請であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

6－4 優越的地位の濫用行為に対する措置

公正取引委員会によって優越的地位の濫用と判断されると、公正取引委員会から排除措置命令を受ける。さらに、課徴金納付命令を受ける場合がある。

課徴金が課せられるのは、上記濫用行為が継続された場合に限られる（独占禁止法第20条の6）。課徴金対象期間は、当該行為をした日から濫用行為がなくなるまでの期間である。この期間が3年を超える場合は、その行為がなくなる日から遡って3年間とされている。

課徴金の算定率は、優越的地位の濫用行為を受けた相手方との取引額の1%である。

7. 取適法が適用される取引の独占禁止法の適用について

6-1 のとおり、独占禁止法の優越的地位の濫用行為と取適法違反行為とは重なる部分もあり、両方に該当するという場合、どちらの法律を適用するかという問題が生じる。

ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第2条第9項第5号と取適法の双方が適用可能な場合には、通常、取適法を適用することとなる。

取適法違反により勧告等がなされた場合、勧告に従う限り、当該違反行為について独占禁止法は適用しないことになる（取適法第11条）。

いずれにしても優越的地位の濫用に該当する行為も取適法違反行為も行ってはならないということに変わりはない。

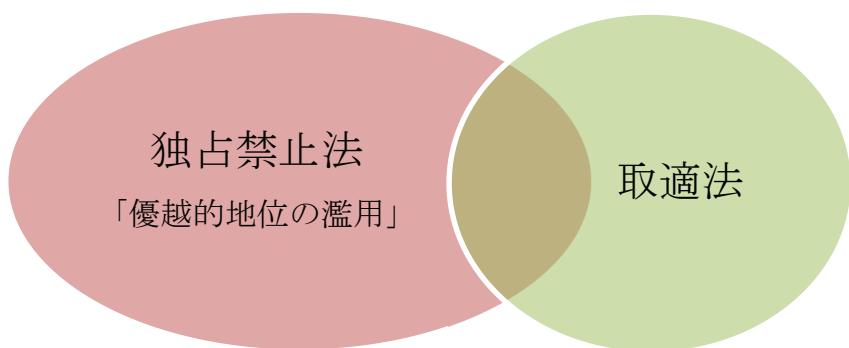


図7. 独占禁止法と取適法の適用範囲

8. その他受託取引において留意すべき事項について

ここまで述べた取適法及び独占禁止法の規定に加えて、受託中小企業振興法による振興基準は、受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、委託事業者及び中小受託事業者双方が適正な利益を得てサプライチェーン全体の競争力向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指し、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注等の在り方等を示すことにより、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

船舶産業を所管する国土交通大臣は中小受託事業者又は委託事業者に対して、振興基準に定める事項について、同法第4条の規定に基づく「指導・助言」を行うこととなる。

そのため、船舶産業界においても当該基準を適宜参照の上、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定を行うなど、取引の改善に努めていくことが期待される。

- ・受託中小企業振興法第3条第1項の規定による振興基準（令和7年10月1日）：

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251002_01.pdf

9. 海運事業者と船舶産業事業者との取引

「はじめに」に記載したとおり、海運業・造船業・舶用工業は、海事クラスターの中核を構成している。海運事業者は、船舶産業事業者を競争力強化のためのパートナーとして再認識した上で、相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めていくことが重要である。

具体的には、「新造船の建造契約における船価の決定に当たっては、原材料費等の取引価格を反映した適正な船価の設定について」（令和4年5月20日国海产第135号）を踏まえ、海運事業者及び船舶産業事業者間の協議の下、原材料費等のコストを適切に反映した適正な船価※の設定に努めることが望まれる。

※1994年に採択された「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」において、生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利益としての妥当な額を加えたものとの比較により、加害的廉売（正常の価格より低い価額による販売）を決定することとされている。

（参考）契約後に原材料費、エネルギー価格等の急激なコスト変動が生じることも考えられる。これに対し、関係者の合意の下、事後的に船価の調整を行うことができるような条項をあらかじめ契約に盛り込んでおくような工夫が行われる例もある。

適正な船価を実現することで、船舶産業事業者による更なる生産性向上設備への投資や、海運事業者側のニーズに応じるための技術開発などが可能となり、長期的には、相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現につながるものと考えられる。

ただし、船舶産業や海運業は、国際単一市場で厳しい競争に晒されていることから、公正な国際競争環境の確立に向け、官民連携して取組を行っていくべきである。

(参考)

原材料費等の取引価格を反映した適正な船価の設定について（令和4年5月20日国海産第135号）
(抜粋)

適正な取引対価の設定等については、かねてより、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」などにより周知しているところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、取引対価等について原材料費等の上昇を適切に反映することが一層重要となっております。

このような、原材料費の高騰を踏まえた適切な取引対価の設定の必要性については、「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について（令和4年4月28日国総交第6号等）」においても、各事業者団体に対して要請を行っているところです。

これらの状況を踏まえ、貴団体におかれても、原材料費等を適切に反映した適正な船価の設定のため、新造船の建造契約においては、鋼材等の船舶建造に係る原材料費の価格上昇分の転嫁を適切に考慮いただくよう、会員企業に対して周知方をお願いいたします。

10. 望ましい取引慣行

10-1 各業種の取引ガイドライン

造船業・舶用工業における適正な取引の実現のため、他産業がそれぞれ取引適正化のため策定しているガイドラインも参考として取引の内容を再点検し、必要な改善策を講じることが有益である。中小企業庁ホームページでは各業種別ガイドラインを一覧でまとめている。

各業種の取引ガイドライン：

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

11. ガイドラインの周知等

船舶産業における適正取引をこれまで以上に広く浸透させるためには、造船所、協力会社、船用事業者等の「企業」、業種別の「団体」、国土交通省をはじめとする「行政」がそれぞれ適正取引を推進するための体制を一層充実させるとともに、これらが密接に連携して一体となって課題解決に向けた以下の取組等を継続的に行うことが必要である。

(1) サプライチェーン全体を視野に入れた周知徹底活動の強化

① 社内関係部局への徹底

各社においては、調達部門を中心として、関係法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、営業部門、技術開発部門、生産管理部門等、取引に関わる全ての関係者に対象を幅広く拡大し、社内全体に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また、直接の取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正取引を推進することが必要である。

② 業界団体や行政を通じた周知徹底活動の充実・強化

関連の各業界団体においても、本ガイドラインの内容を普及させるため、各業界を構成する幅広い企業を対象とした説明会を開催する等、積極的な周知徹底活動を実施することが必要である。

特に、船舶産業界においては、規模の小さい企業も多く、社内教育体制も十分に整備されておらず、取適法や独占禁止法に関する担当者の理解が十分ではない場合も多いと考えられる。こうした企業に対しても本ガイドラインの十分な周知がなされるよう、中小企業団体とも連携しつつ、周知徹底に努めていくことが必要である。

(2) 定期的なフォローアップの実施

業界団体においては、上記の点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

上記の業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、国土交通省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引の推進の実効性を高めるとともに、必要に応じて、ガイドラインの改訂を行う。

12. 参考資料

12-1 取適法についての問い合わせ窓口

取適法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口に問い合わせること。

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館B棟
令和1年12月中旬から令和2年2月初旬にかけて、
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アーツタワー に移転を予定しています。
また、12月15日以降、郵送物が送付される際は上記住所にお送りください。
TEL 03(3581)3375 (直)
<https://www.jftc.go.jp>
(管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎
TEL 011(231)6300 (代)
(管轄区域：北海道)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎
TEL 022(225)8420 (直)
(管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

中部事務所 取適法担当

〒480-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館
TEL 052(961)9424 (直)
(管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館
TEL 06(6941)2176 (直)
(管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、
和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館
TEL 082(228)1520 (直)
(管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758 (直)
(管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館
TEL 092(431)6032 (直)
(管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県)

沖縄総合事務所 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2号館
TEL 098(866)0049 (直)
(管轄区域：沖縄県)

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) 一ゼロゼロ一110番

電話番号 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。
【受付時間】10：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く。）

中小企業庁

事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1
TEL 03(3501)1732 (直) 受付時間：9:30-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
TEL 011(700)2251 (直) 受付時間：9:00-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：北海道)

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL 022(217)0411 (直) 受付時間：9:00-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1
TEL 048(600)0325 (直) 受付時間：9:00-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2
TEL 052(951)2860 (直) 受付時間：9:00-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館
TEL 06(6966)6037 (直) 受付時間：9:00-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、
和歌山県)

中国経済産業局 産業部適正取引推進課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館
TEL 082(224)5745 (直) 受付時間：9:00-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館
TEL 087(811)8564 (直) 受付時間：8:30-12:00/13:00-17:15 (閑庁日を除く)
(管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092(482)5450 (直) 受付時間：9:00-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2号館
TEL 098(866)0035 (直) 受付時間：8:30-12:00/13:00-17:00 (閑庁日を除く)
(管轄区域：沖縄県)

取引かけこみ寺 電話相談窓口

相談用フリーダイヤル（通話料無料）

電話番号 0120-418-618

※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

【受付時間】9:00～12:00/13:00～17:00

（土日祝日・年末年始を除く。）

（公正取引委員会電子窓口）

URL : <https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html>

（取適法違反被疑事実についての申告窓口が設置されている。質問・相談については各地方の事務所に問い合わせること。）

12-2 「取引かけこみ寺」

「取引かけこみ寺」は、中小企業庁の委託事業として、公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下「全国協会」という）が全国規模で実施している事業である。

「取引かけこみ寺」事業は、

- ① 全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応とともに、
- ② 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続（ADR）の実施、
- ③ 「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、取引適正化の推進を行うものである。

実施体制は、全国協会が「取引かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47の各都道府県中小企業振興機関は、地域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしている。

<業務の内容>

①各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行う。

②裁判外紛争解決手続（ADR業務）

中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続き（ADR）を行う。

③業種別ガイドラインの普及啓発

「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催している。

また、平成26年10月には、原材料・エネルギーコスト増に関する相談員を配置した。

さらに、全国の商工会・商工会議所等においても、取引かけこみ寺との連携強化を図り、事業者が身近な場所で原材料・エネルギーコスト増に関する相談ができるよう、相談受付体制を強化している。

<公益財団法人全国中小企業振興機関協会 取引かけこみ寺本部>

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル2階・3階

電話：03-5541-6655、0120-300-217（消費税転嫁専用フリーダイヤル）

FAX：03-5541-6680

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

中小企業 小規模事業者 フリーランス の皆さん

取引上の悩み抱えていませんか？

代金の未払い
支払遅延

不当な
受取拒否

買いたたき

官公需

不当な経済上の
利益提供

価格交渉
一方的な代金決定

不当な
やり直し

不当な返品

代金の減額
値引き

知的財産権
の侵害



悩んだらここに相談を！

これまでの「下請かけこみ寺」は2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更しました。

取引かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になります。お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



「取引かけこみ寺」では、中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さんに抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

無料相談

全国48か所に設置された「取引かけこみ寺」では、中小企業等の取引上の悩みの相談に企業間取引や取扱法などに詳しい**相談員**や**弁護士**が**無料**で相談に応じています。

秘密は厳守します。

悩みが大きくなる前にお近くの「取引かけこみ寺」にまずはご相談ください。



相談無料

全国48か所



秘密厳守

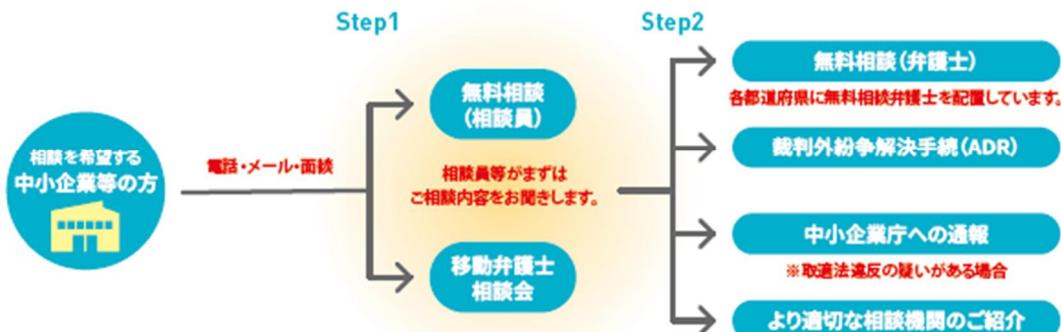
匿名相談可能

- 相談は、業種を問わず、中小企業等の皆さまからの「取引に関する相談」であれば、お話を伺います。
- 相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。
- トラブルの相手先への連絡も当然いたしません。
- 匿名でも相談を行うことができます(弁護士への相談を除く)。

※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は、お受けできません。

※悩みの相談に対して助言等を行いますが、相談者に代って手続、対応は行いません。

相談の流れ



取引かけこみ寺一覧



相談無料/全国48か所/秘密厳守/匿名相談可能

フリー
ダイヤル

0120-418-618

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきだ企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-783-4440	(公財)やまとぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

図8. 取引かけこみ寺パンフレット

12-3 参照条文

○製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによって、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

- 2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。
- 3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。
- 4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。
- 5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。
- 6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。
- 7 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
 - 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号及び第六号並びに次項第三号、第四号及び第六号において同じ。）をするもの

四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの（第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号

に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

10 資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第八項第一号、第二号又は第五号に該当する者がそれぞれ前項第一号、第二号又は第五号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第八項第三号、第四号又は第六号に該当する者がそれぞれ前項第三号、第四号又は第六号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第三条 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第四条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

- 2 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(委託事業者の遵守事項)

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。
 - 三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。
 - 四 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 五 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。
 - 六 中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
 - 七 委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。
 - 二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。
- 四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業

者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

(遅延利息)

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(書類等の作成及び保存)

第七条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十四条第三号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

(指導及び助言)

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(中小企業庁長官の請求)

第九条 中小企業庁長官は、委託事業者について第五条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するため

の措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

- 2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなつてゐる場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなつてゐる旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条の規定による勧告をした場合において、違反委託事業者が当該勧告に従つたときに限り、当該勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第十二条 公正取引委員会は、委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）の中小受託事業者（中小受託事業者（法人に限る。）が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者（法人に限る。）の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等)

第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣

は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

- 2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。
- 二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。
- 三 第七条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十五条 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

○受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、製造委託等を受ける中小企業者の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、受託中小企業振興協会による受託取引のあつせん等を推進することにより、受託取引に係る関係を改善して、受託取引に係る関係にある中小企業者が自動的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう受託中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することをいう。

- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
- 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
- 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
- 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為

の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

六 その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

2 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

4 この法律において「委託事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し同項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

5 この法律において「中小受託事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて第一項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

6 この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいう。

- 7 この法律において「特定中小受託事業者」とは、中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定受託取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定委託事業者」とは、特定中小受託事業者についての当該特定の委託事業者をいう。
- 8 この法律において「特定連携事業」とは、二以上の特定中小受託事業者が有機的に連携し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者によるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

- 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
 - 二 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
 - 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
 - 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
 - 五 中小受託事業者の連携の推進に関する事項
 - 六 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
 - 七 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
 - 八 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項
- 3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の受託取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。
 - 4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導等）

第四条 主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。